

聖籠町教育委員会告示第5号

聖籠中学校通学バス運行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年7月22日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠中学校通学バス運行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町立聖籠中学校通学バス運行について協議検討を行うため、聖籠中学校通学バス運行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 聖籠中学校生徒の通学バスの運行に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町内に在住し、又は勤務する有識者
- (2) 新発田警察署聖籠交番所長
- (3) 聖籠中学校長
- (4) 聖籠中学校PTAの代表
- (5) 聖籠中学校運営協議会長
- (6) 町立小学校の校長の代表
- (7) 町立小学校PTA会長の代表
- (8) 町交通安全母の会会長
- (9) その他、教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町教育委員会子ども教育課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営上必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。